



# 気候変動問題

～「COP26」でなにが決まったのか?～

第5回

▽はじめに

地球温暖化をはじめとした気候変動は、特定の国だけではなく、地球に暮らす全ての人たちが直面している問題です。宗門総合振興計画ではこの気候変動問題に対して私たち宗門が取り組むべき課題を明らかにするために、宗門内外から広く知見を集め、同時にその周知を進めています。総合研究所では2016年よりこの問題に対する取り組みを続け、『宗報』やインターネットを通じて継続的に記事や報告書を発信してきました。

2021年10月31日から11月13日まで、イギリス・スコットランドの都市グラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、通称COP26が開催されました。これは気候変動の悪影響を回避するために197の条約締結国、国連およびその関連組織、報道機関、承認済み非営利オブザーバー組織など、多くの組織関係者合計約4万人が参加するという大規模な国際会議となりました。

このCOP26では、いま世界中で大きな被害を出しつつある気候変動問題への具体的な対策について、石炭の使用制限や、被害への補償、温室効果ガス削減のためのルール策定など、これからの世界経済や社会の方向性に関する大きな決定がなされました。

本稿では「そもそもCOPとは何なのか」「今回のCOP26ではなにが決まったのか」について、概観してみようと思います。

▽COPとはなにか

COPとは「Conference of Parties」（締約国会議）の略であり、「ある条約に批准した各国の代表が集まる会議」全般を示すことばです。気候変動問題に関するCOP-FFCCC「Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change」（国連気候変動枠組条約締約国会議）は、「国連気候変動枠組条約に批准した各国の代表が集まる会議」を示しま

す。COP15では国連気候変動枠組条約で決まった温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、締結国がさまざまな議題について報告、議論し、決定が行われます。COPでは他にも生物多様性の保全(COP15)や砂漠化の防止(COP18)などについても話し合われます。

今回開催されたCOP26は、1995年に開催されたCOP1から数えて第26回目のCOPであり、2020年11月に行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、1年間延期され開催されました。この度はこのCOP26で決定されたことのうち、気候変動問題に関することについてふれていきたいと思えます。

### ▽「パリ協定」

COP15では、世界中で報告される気候変動問題の具体的な解決のためにさまざまなことが話し合われます。とはいえ、なにぶん多くの国が参加

し、行われるものから、目標設定や手法、進め方、取り組みの手順などについてもある一定のルールが必要となります。その気候変動対策のための枠組みの名前が「京都議定書」や「パリ協定」です。2015年、フランスのパリで開催されたCOP21で採択された、2020年以降の国際的な枠組みである「パリ協定」では以下のような目標が設定されています。

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- ・そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。

こうした目標は、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された気候変動問題に関する包

括的な評価を行う組織であるIPCC「Intergovernmental Panel on Climate Change」(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書に基づくものです。今回のCOP26は本来2020年に開催される予定のものであり、この「パリ協定」実施の行方を見定める側面を持つものでした。ここにおいて各国の温室効果ガスの削減に対する活動目標が報告され、そしてそれをどのように実現していくのが議論されました。

### ▽COP26における合意事項

今回のCOP26で合意された内容の要旨は「Glasgow Climate Pact」(グラスゴー気候合意)としてまとめられ、発表されています。その中でも特徴的であった部分をいくつかあげてみたいと思えます。

#### ・1.5℃目標の公式文書への明記

今回のCOP26に先んじて2021年8月9日に発表されたIPCCの第6次評価報告書では、この地球温暖化の原因



では克服できない場合があります。こうした問題の対策として、「パリ協定」のもとでの基金創設を求める途上国の声が強まっており、先進国と協議が続けられています。この背景は「先進国は大量に温室効果ガスを排出し、途上国はあまり排出していないにもかかわらず同様に気候変動を受ける」という、気候変動問題における不公平な構造の存在があることです。

今回のCOP26でもこうした問題に対する実質的な制度や基金の構築には至りませんでした。対応方法に関して協議を続けていくことが合意されました。(VI. 気候変動の影響に伴う損失及び損害)

また、この「グラスゴー気候合意」の他に、大きな前進があったのが「パリ協定」第6条のルール整備です。「パリ協定」の第6条では先進国から途上国への技術移転などの方法で、複数の国が協力して温室効果ガスの排出量を削減し、その成果を報告する事が認められています。

す。しかし、事業に参加した国の間での成果分配の際に二重計上(ダブルカウント)が生じてしまうのではないかと懸念されていました。

二重計上とは、A国とB国が共同して10の成果を上げた際、その成果を分け合うのではなく「A国も10、B国も10の成果を上げた」と報告することです。これを行ってしまうと、実際は10の成果しかないのに、 $10 + 10 = 20$ の成果が上がっているように計上されてしまい、最終的な目標が全く達成されない、という状況が起きてしまうのです。こうした「ルールの抜け道」を悪用されれば、「パリ協定」は有名無実化しかねません。

また、「パリ協定」の前身である「京都議定書」で認められていたCDM [Clean Development Mechanism] (クリーン開発メカニズム) という制度で獲得された排出削減分を、「パリ協定」のもとでも継続して計上したいと考える国もありました。

これはある時点で「いまある10の仕事

を、協働して解決する」と決めるときに、「それ以前におこなった2の仕事を実績とする」と言い出すこととほぼ同様です。過去の業績は大切ですが、それを許せば、結果として「パリ協定」の実効性が失われてしまうのではないかとという意見もありました。

こうした懸念や対立によって、「パリ協定」の第6条は実施に至る詳細なルールが未定でしたが、今回のCOP26では温室効果ガス削減業績の二重計上を防ぐための仕組みや、過去の排出削減分は限定的にしか適用されない、といったルールが合意されました。これにより、2018年から持ち越されてきた「パリ協定」実施のための指針が完成し、本格稼働できるようになったと思われれます。

#### ▼まとめ

今回のCOP26では「1.5℃目標の合意」「石炭火力発電の段階的削減」「パリ協定の実施指針(ルールブック)の完成」という三つの大きな成果が報告され

ました。これは「パリ協定」に批准する197カ国それぞれが、2030年までに世界全体の温室効果ガス排出量を2010年比で45%以上削減するという目標を共有し、それに向けて石炭火力発電を制限するなどの具体的な行動をとることに合意したことを意味します。これまで、こうした国際条約の会議の場では、石炭使用などの各国のエネルギー政策に対して言及することは、内政干渉にもなり得るため、ほとんどありませんでした。今回のCOP26で石炭火力発電に言及したことは本当に大きな成果であり、これらの成果により、ようやく世界は気候変動問題を解決するためのスタートラインに立ったと思われまます。

しかし、課題はまだ多く残ります。多くの国が積極的な姿勢をみせたCOP26でしたが、現在各国から提出されている温室効果ガスの削減目標が完全に実行されたとしても、今世紀末には気温は2.4℃程度上昇することが予測されています。

す。より多くの国が、もっと積極的な温室効果ガスの削減を目標にしていく必要があると思われまます。

また、こうした削減目標に対しての具体的な道筋もまだまだ不明瞭です。今回のCOPの会場の外側では、環境NGOなどからこうした具体的な方策の欠如を「うわべだけ、ごまかしの環境対策」として厳しく批判する声も上がりました。

先進国と途上国の間の対立も深刻です。「石炭火力発電の削減」に関して、多くの国民にエネルギーを届けなければならぬインドや中国は最後まで不満を示し、最初は「石炭火力発電の段階的廃止」であった合意を「段階的削減」といった段階にまで緩和しました。この背景には先進国が途上国に対して十分な援助を実現できていない事情もあると思われまます。

2022年にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催されるCOP27では、こうした問題を一歩ずつ解決することが求められるように思われまます。

地球の未来のために平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃までに抑えるという大きな目標を達成するために、各個人の協力はもちろん、エネルギーや移動などの社会の基幹部分のあり方を大きく見直すことが不可欠です。しかし、こうした目標や、世界の動きを目の当たりにしても、どこか他人事としか思えない自分がいることは否めまません。

IDMC [Internal Displacement Monitoring Centre] (国内避難民監視センター) からは2020年に約3000万人が洪水などの気象災害で避難を余儀なくされていることが報告されました。また、オーストラリアの国際シンクタンクIEP [Institute for Economics and Peace] (経済平和研究所) はこうした被害がこれからも年々拡大していく可能性を予測しています。同じ人間であり、「願われないのち」であるにもかかわらず、ただ生まれた場所が違うというだけで、気象災害により避難を余儀なくされ、もしくは無自覚にそうした人たちが被害を

押しつけているという社会の状況は、念仏者として大いに疑問を抱くべきところでしょう。

専らご門主はご親教「念仏者の生き方」のなかで「今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります」とお示しくございました。

気候変動問題に対し寺院はなにができるのでしょうか。私たちは仏法に照らし合わせながら、自他共に心豊かに暮らせる社会の実現に向けて、この問題をより深刻に受け止める必要があるように思います。

■「パリ協定」について

- ・ 外務省HP  
「パリ協定」― 外務省  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24\\_000810.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html))
- ・ 経済産業省・資源エネルギー庁HP  
今さら聞けない「パリ協定」―何が決まったのか？ 私たちは何をすべきか？― 広報特集―資源エネルギー庁  
(<https://www.enechomei.go.jp/about/special/tokushu/ondankashoene/pariskyotei.html>)

■ IPCC 第5次報告書・第6次評価報告書について

- ・ 環境省HP  
気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書 (AR5) サイクル  
(<http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th/>)
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第6次評価報告書 (AR6) サイクル  
(<http://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/>)

■ COP26 概要・グラスゴー気候合意暫定訳など

- ・ 環境省HP

環境省「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26)、「京都議定書」第16回締約国会合 (CMP16)「パリ協定」第3回締約国会合 (CMA3) にあつて【10/31〜11/13 イギリス・グラスゴー】

(<http://www.env.go.jp/earth/26cop2616cmpl6cma10311112.html>)  
 ・ 国連ホームページ  
 The Glasgow Climate Pact - Key Outcomes from COP26 | UNFCCC  
 (<https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/the-glasgow-climate-pact-key-outcomes-from-cop26>)